

現在、特定労働者派遣事業を営んでいる皆様へ

～ 労働者派遣事業は全て許可制となりますが、
現在特定労働者派遣事業を営んでいる方には経過措置があります ～

改正法案が成立した場合、平成27年9月1日から、
労働者派遣事業を新たに行うには、許可要件を満たし、許可を受けることが必要となります。



○ 現在、特定労働者派遣事業を行っている事業主に関しては、経過措置が設けられます。

改正法案では、経過措置として、

- 施行日（平成27年9月1日）時点で特定労働者派遣事業を行っている（届出をしている）事業主は、
- 施行日から3年間（平成30年8月31日まで）は、
- 上記の許可を受けずとも、
- 引き続き「派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業」（※現在の特定労働者派遣事業）を行うことができる

こととしています。

○ 施行日以後に新たに許可を受けようとする場合、小規模派遣元事業主に関しては、配慮措置が設けられます。

常時雇用する派遣労働者の数が少ない派遣元事業主に対しては、新たな許可要件のうち、事業の財産的基礎となる資産要件等について、一定の軽減を行うことを検討しています。

※具体的な内容については、法案の成立後、お知らせします。